

その他の提出書類

	書 類 名	部数	備 考
(1)	交通事故証明書(正)	1	(写)にならざるを得ないときは、正を持っている人の「正本と相違ない」証明が必要
(2)	(相手方の)自動車損害賠償責任保険 証明書(写) <自賠責保険>	1	※保険契約を結んでいる 保険会社の所在地、 担当者名、電話番号等を 写の欄外に記載してください。
(3)	(相手方の)自動車保険証券(写) <任意保険>	1	
(4)	診 断 書(写)	1	

※注意事項(重要)

- (1) 交通事故での怪我で、医師から「治ゆ」又は「症状固定」と診断された時点には、必ず旭化成健康保険組合まで連絡してください。
- (2) 加害者と示談をおこなう場合は、必ず前もって旭化成健康保険組合にその内容を連絡してください。